法務省矯成第474号 令和5年3月28日

刑事施設の長殿 矯正管区長殿(参考送付) 矯正研修所長殿(参考送付)

法務省矯正局長 花 村 博 文 (公 印 省 略)

刑事施設における更生支援計画書の活用について(通知)

更生支援計画書(以下「計画書」という。)は、主に裁判上の資料とする目的で、社会福祉士等が弁護人からの依頼を受けて作成する、被疑者又は被告人に必要な福祉的支援策等について取りまとめた書面であり、障害等を有する者に対する福祉的支援の必要性や具体的な支援方策が記載されているなど、当該者が受刑者となった場合においても、社会復帰支援等を実施する上で有益な資料となり得るものです。

ついては、今後、計画書を再犯防止の推進に活用することとし、下記のとおり 取り扱うこととするので、遺漏のないよう留意願います。

なお、本件については、当省刑事局及び同保護局並びに日本弁護士連合会と協 議済みですので、申し添えます。

記

1 対象

本通知の対象とする計画書は、弁護人からの正式な依頼に基づく、社会福祉士又は精神保健福祉士(以下「社会福祉士等」という。)が作成したものとする。

2 計画書の作成

(1) 面会における配慮

ア 計画書は、社会福祉士等が当事者の事情や意向等を聴取して作成することとなるところ、その意向等の聴取には相応の時間と手数を要することから、当該聴取を行うことを目的とする社会福祉士等の面会については、1回の面会時間を一律に制限することなく、必要に応じて面会時間をできる

限り長く確保するよう努めること。当該面会については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第116条第1項の規定に基づく立会いを省略するか、立会いに代えて面会状況の録音若しくは録画をすることとしても差し支えないが、立会い並びに録音及び録画を省略しようとするときは、平成19年5月30日付け法務省矯成第3350号当職依命通達「被収容者の外部交通に関する訓令の運用について」記3の(3)に基づき検察官の意見を求めること。

- イ アの面会については面会回数に含めないこと。
- ウ 社会福祉士等から面会の申出があった場合は、弁護人からの相談依頼書 又はそれに類する書類、資格登録証等でその身分を確認すること。

なお、申告する住所については、職能団体又は所属団体等の所在地でも 差し支えないものとすること。

- エ 計画書作成のため、弁護人からの正式な依頼に基づき、医師、公認心理 師、臨床心理士等が検査等を行う場合の面会についても、上記アないしウ と同様の取扱いとすること。
- (2) 手続書類の差入れ及び他の者への交付等における配慮

計画書作成に当たり必要な同意を得るための書面及び作成された計画書への署名のため、必要書類の差入れ及び他の者への交付等の手続を要する場合には、速やかにこれを行うなどの便宜を図ること。その際、弁護士会等からあらかじめ同意のための書面の用紙の提供を受けている場合は、社会福祉士等の依頼に基づき当該用紙を職員から被収容者に交付することとして差し支えない。

(3) その他

接見等禁止決定が付されている被収容者については、社会福祉士等が同決 定により接見等が禁止されている者であるか否か及び必要書類の交付等が同 決定により禁止されているものであるか否かを確認すること。

3 計画書の活用

(1) 計画書の受領

ア 第一審又は上訴審において懲役又は禁錮の刑 (刑の一部の執行猶予を含む。)の言渡しを受けた者の弁護人であった者 (以下「元弁護人」という。)から、関係書類が添付された計画書が直接持参又は郵送により提出されたときは、これを受領すること。

なお、提出された計画書に係る受刑者が在所していない場合は、被収容者データ管理システムを用いるなどして、当該受刑者がいずれかの刑事施設に収容されていることを確認し、受領した計画書及び関係書類(以下「計

画書等」という。)について当該受刑者を収容している刑事施設に送付する こと。ただし、当該受刑者がいずれの刑事施設にも収容されていない場合 は、提出者に返戻すること。

- イ アの関係書類は、添書(様式1)、同意書(様式2)、関係連絡先一覧表 (様式3)及び弁護人選任届又は国選弁護人選任書の写しとし、提出を受けた書類に不足等があるときは、元弁護人に対しその提出等を求めること。 なお、同意書は、計画書等に係る受刑者に対し計画書等を刑事施設に提供されることについての同意を得るためのもの、関係連絡先一覧表は、刑の確定後、計画書の補足資料として元弁護人により作成されるものであるところ、同意書の作成に使用する用紙については、2の(2)と同様、元弁護人からの依頼に基づき当該用紙を職員から被収容者に交付することとして差し支えない。
- ウ 計画書等の提出先刑事施設に関する問合せに対しては、元弁護人が収容 先として把握している刑事施設で差し支えない旨回答すること。
- (2) 計画書等の刑事施設間での引継ぎ

計画書等に係る受刑者を他の刑事施設に移送する場合、当該計画書等を移送先刑事施設に引き継ぐこと。

(3) 計画書の活用

- ア 計画書等は、当該計画書等に係る受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を図る観点から処遇調査及び社会復帰支援を行う際の参考とすること。
- イ 関係連絡先一覧に記載のある関係福祉機関等については、計画書等が作成された時点から年数が経過することにより、その状況等に変化が生じ得ることを踏まえ、処遇施設においては、当該受刑者の同意を得た上で、関係福祉機関等とできるだけ早い段階での接触、定期的な接触に努めること。
- ウ 検察庁から執行指揮書に添付され、交付される「処遇上の参考事項調査 票」に、計画書に関する記載がなされる場合があるところ、刑事施設にお いては、必要に応じ、検察庁に対して同調査票の記載内容について問い合 わせても差し支えない(検察庁においては、刑事施設からの問合せに対し てできる限り協力することとされている。)。

なお、検察庁においては、計画書に記載された関係機関の連絡先や同機 関が刑事施設から連絡を受けることについて同意しているか否かを必ずし も把握しているわけではないことに留意すること。

また、計画書に記載された関係機関においては、刑事施設から連絡を受けることに同意している場合であっても、必ずしも実際に刑事施設から連絡があることに備えていない可能性があることに留意すること。

- エ 計画書等は、平成18年5月23日付け法務省矯成第3309号当職依 命通達「受刑者の処遇調査に関する訓令の運用について」に定める別紙様 式7の処遇調査票の身上(3)の後に編てつすること。
- オ 処遇施設は、元弁護人から提供された計画書等について、その所在地を 管轄する地方更生保護委員会及び対象者の帰住予定地を管轄する保護観察 所(特別調整対象者の場合においては、当該刑事施設の所在地を管轄する 保護観察所)に対し、身上調査書(甲)又は身上変動通知書(甲)に添付 することにより、速やかにその写しを送付すること。

なお、元弁護人から計画書等の提供がない場合でも、公判において証拠 請求された計画書が添付されている場合は、同計画書を送付すること。

おって、送付に当たっては、身上調査書(甲)又は身上変動通知書(甲) の参考事項欄に、「更生支援計画書」と記載すること。

年 月 日

○○長 殿

住 所 電話番号 弁 護 士 〇 〇 〇 〇 (〇〇〇)弁護士会所属) (登録番号)

更生支援計画書の提供について

私が弁護人を務めた下記の者に係る更生支援計画書及び関係書類一式を提供しますので、本人の支援に活用願います。

なお、本更生支援計画書は、社会福祉士等の福祉の専門職によって作成されたものであることを申し添えます。

記

- 1 氏名等
- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 言渡し罪名
- (4) 判決日
- (5) 言渡し裁判所
- 2 参考事項
- (1)裁判所への証拠請求の有無 有り ・ 無し
- (2)「有り」の場合のてん末 全部採用 ・ 不採用(一部不採用を含む。)
- (3) その他特記事項(判決言渡し後の修正の有無、裁判での社会福祉士等の証言の有無等)
- 3 添付書類

更生支援計画書、本人の同意書、関係連絡先一覧表及び弁護人選任届(又は 国選弁護人選任書)の写し

関係機関提出用

同 意 書

私は、私について作成された更生支援計画書及びその関係書類一式が、参考資料として、関係する刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所に提供され、これらの機関において、刑事施設や保護観察所における処遇のほか、私が円滑な社会生活を送るための支援に使用されることに同意します。

年 月 日

氏名

関係機関提出用

関係連絡先一覧表

(作成者) 弁護士 〇 〇 〇 〇

下表に掲げる者は、いずれも、関係する刑事施設、地方更生保護委員会又は保護観察所から○○氏の社会復帰支援に関する連絡を受けることに同意しています。

番号	氏名・団体名	所属・資格	住所・電話番号	参考事項
1				
2				
3				
4				
5				

- (注1) 本書を作成した弁護人や更生支援計画書を作成した社会福祉士等の福祉に関する専 門職等についても必要に応じて上表に記載してください。
- (注2) 刑事施設に入所している者の場合、出所後にも支援する意向がある場合や支援する ための条件等があれば参考事項に具体的に記載してください。
- (注3) 福祉施設等の団体を記載する場合、連絡すべき担当者がいれば、参考事項に記載してください。
- (注4) 上表に掲げる者のうち、連絡する優先順位があれば参考事項にその旨記載してくだ さい。
- (注5) 刑事施設入所後又は保護観察等開始後に本人の支援に係るコーディネート役等の中 心的な役割を担っていただける方についてはその旨を参考事項に記載してください。